# 地域サロン活動等補助事業

**介護予防活動を支援します！**
**サロン活動団体に補助金を交付します！**
**（介護予防）**

まずは・・・
『地域サロン活動等実施団体』として登録申請してください。

団体登録の要件
①団体に、刈谷市に住民票のある６５歳以上の者が５人以上所属していること
②体操、レクリエーション、認知症予防のための取組など介護予防の活動をしていること
③活動は、１か月に１回以上（１時間以上）の活動をしていること
④継続して利用できる場所で活動していること

地域サロン団体

**団体登録申請書の提出** → 申請 → 刈谷市役所 長寿課

- **刈谷市地域サロン活動等実施団体登録申請書（様式第１号）**
- **構成員名簿**

**受理・審査**

**承認通知書の交付** → 承認

- **刈谷市地域サロン活動等実施団体登録承認・不承認通知書（様式第２号）**

**サロン団体としてリストに掲載（一覧表・ＨＰ）**

補助金交付のための申請をしてください。
（期限：当該年度の末日）

申請は、毎月でも数回まとめてでも、ご都合の良い方法で申請してください

補助金額は・・・
**上限３６，０００円／年度**
※登録月により上限額が異なります。

補助対象経費の要件
①活動場所の賃借料　②消耗品費、印刷製本費、備品購入費
③講師等への謝礼金　④その他、市長が適当と認める費用　※かかった経費が補助対象となるか不明なときは長寿課にご相談ください

**補助金交付申請書の提出** → 申請

- **刈谷市地域サロン活動等補助金交付申請書兼請求書（様式第５号）**
- **実施した補助対象活動の詳細が分かる書類**

**⇒活動日、活動時間、活動場所、参加人数、活動内容がわかる書類**

- **補助対象経費に係る領収書等**

**受理・審査**

**審査に基づき補助金を振込** → 振込

**［問い合わせ先］**
**刈谷市役所**
**長寿課**
**0566−62−1063**

20230401作成